

第1章

教育委員会の活動状況等

1 教育委員会の会議等の開催状況

幕別町教育委員会の会議は原則として公開で、おおむね月に1回開催している。

この会議においては、4名の幕別町教育委員会委員が学校その他の教育機関の設置、管理等に関すること、教育委員会及び学校の職員の任免に関することなど、教育委員会が所管する教育に関する様々な議題について審議している。

令和3年度は14回の会議を開催した。

- (1) 令和3年第5回会議 [令和3年4月28日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)
 - 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(幕別町教育研究所副所長及び所員の任命について)
 - 報告第6号 幕別町立学校職員の懲戒処分について
 - 議案第23号 幕別町学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第24号 幕別町図書館協議会委員の委嘱について
 - 議案第25号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (2) 令和3年第6回会議 [令和3年5月26日(水) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(幕別町学校運営協議会委員の任命について)
 - 報告第7号 幕別町教育委員会教育長職務代理者の指名について
 - 議案第26号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 - 議案第27号 幕別町体育施設条例の一部改正の申し出について
 - 議案第28号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について
 - 議案第29号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
 - 議案第30号 幕別町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第31号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第32号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (3) 令和3年第7回会議 [令和3年6月25日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 承認第6号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
 - 報告第8号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 - 議案第33号 学校における働き方改革幕別町アクション・プランの改正について
 - 議案第34号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
 - 議案第35号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (4) 令和3年第8回会議 [令和3年7月30日(金) 札内コミュニティプラザ 集会室]
 - 議案第36号 幕別町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
 - 議案第37号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について
 - 議案第38号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

- (5) 令和3年第9回会議 [令和3年8月27日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 - 議案第39号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について

- 議案第40号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について
 議案第41号 令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
 議案第42号 令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
 議案第43号 令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 議案第44号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (6) 令和3年第10回会議 [令和3年9月6日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 議案第45号 令和2年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について
- (7) 令和3年第11回会議 [令和3年10月1日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 承認第7号 専決処分した事件の承認について
 (令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
 報告第9号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 議案第46号 令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について
 議案第47号 幕別町立小・中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱
 議案第48号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (8) 令和3年第12回会議 [令和3年10月29日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 議案第49号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 議案第50号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について
 議案第51号 幕別町教育支援委員会専門部会部会員の委嘱について
 議案第52号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について
 議案第53号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (9) 令和3年第13回 [令和3年11月22日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 報告第10号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画について
 報告第11号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 議案第54号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について
 議案第55号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (10) 令和3年第14回 [令和3年12月17日(金) 幕別町教育委員会 会議室]
 承認第8号 専決処分した事件の承認について
 報告第12号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
 議案第56号 令和4年度幕別町一般会計予算の要求について
 議案第57号 幕別町全国、全道文化・スポーツ大会参加に係る感染症検査費助成金交付要綱
 議案第58号 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について
 議案第59号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- (11) 令和4年第1回会議 [令和4年1月24日(月) 幕別町教育委員会 会議室]
 報告第1号 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について
 報告第2号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について
 議案第1号 幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の一部改正について

- 議案第2号 令和4年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費の年度前支給の認定について
議案第3号 教職員の事故に係る処分の内申について

(12) 令和4年第2回会議 [令和4年2月25日(金) 幕別町教育委員会 会議室]

- 報告第3号 令和4年度幕別町一般会計予算の内示について
議案第4号 令和4年度教育行政執行方針について
議案第5号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第6号 幕別町公民館条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第7号 幕別町民会館条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第8号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第9号 幕別町まなびや条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第10号 幕別町集団研修施設こまはた条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第11号 幕別町体育施設条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第12号 幕別町体育館条例の一部を改正する条例の申し出について
議案第13号 幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則の申し出について
議案第14号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求について
議案第15号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

(13) 令和4年第3回会議 [令和4年3月7日(月) 幕別町教育委員会 会議室]

- 報告第4号 令和3年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
議案第16号 学校職員の解職の内申について
議案第17号 令和4年4月1日付け校長人事異動の内申について
議案第18号 令和4年4月1日付け教頭人事異動の内申について
議案第19号 令和4年4月1日付け一般教職員人事異動の内申について
議案第20号 令和3年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について

(14) 令和4年第4回会議 [令和4年3月25日(金) 幕別町教育委員会 会議室]

- 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和4年4月1日付学校職員採用に係る内申について)
報告第5号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
報告第6号 附属機関公募委員の選考について
議案第21号 幕別町スポーツ推進計画庁内委員会要綱の一部を改正する要綱
議案第22号 幕別町教育委員会事務職員の任免について
議案第23号 要保護・準保護児童生徒に対する就学援助の認定について

2 条例、規則等の制定、計画等の策定等の状況

(1) 教育関係条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育に関する条例の制定改廃に関して、意見の申出を行い、次のとおり9件の条例が改正された。

- ① 幕別町体育施設条例の一部を改正する条例
～札幌東市民プールの廃止に伴う所要の改正[令和3年6月22日公布/令和3年6月22日施行]
- ② 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
～修学支援資金の給付額を北海道の給付額にあわせて引き上げることに伴う所要の改正[令和4年3月16日公布/令和4年4月1日施行]
- ③ 幕別町公民館条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町公民館の設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ④ 幕別町民会館条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町民会館の設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ⑤ 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町百年記念ホールの設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ⑥ 幕別町まなびや条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町まなびやの設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ⑦ 幕別町集団研修施設こまはた条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町集団研修施設こまはたの設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ⑧ 幕別町体育施設条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町体育施設の設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]
- ⑨ 幕別町体育館条例の一部を改正する条例
～幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定に伴い、幕別町体育館の設置や管理に係る条項を整備するための改正[令和4年3月24日公布/令和4年10月1日施行]

(2) 教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務に関して、次のとおり2件の規則を改正した。

- ① 幕別町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
～札幌東市民プールの廃止に伴う所要の改正[令和3年7月30日公布/令和3年7月30日施行]
- ② 幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
～新たに学芸員資格を有する会計年度任用職員を任用することに伴う、所要の改正[令和4年2月25日公布/令和4年4月1日施行]

(3) 規程、要綱等

- ① 幕別町立小・中学校修学旅行保護者負担軽減補助金交付要綱
～新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の修学旅行が中止又は延期となった場合の、キャンセル料全額を、国の臨時交付金を活用して補助金として交付するために制定[令

和3年10月1日公布/令和3年10月1日施行]

- ② 幕別町全国、全道文化・スポーツ大会参加に係る感染症検査費助成金交付要綱
～各種全国・全道大会に参加又は出場するものに対し、大会主催者から新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の陰性証明の提出を求められる場合に必要な経費の一部を助成するために制定[令和3年12月17日公布/令和3年12月17日施行]
- ③ 幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の一部を改正する指針
～職員の勤務環境が害される言動の事由に、「不妊治療を受けること」を追加し、あわせて職員
の環境改善が害される妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動に、「出生
サポート休暇」を追加することに伴う、所要の改正[令和4年1月24日公布/令和4年1月24
日施行]
- ④ 幕別町スポーツ推進計画庁内委員会要綱の一部を改正する要綱
～幕別町長部局の機構改革による部署名の変更に伴う、所要の改正[令和4年3月25日公布/令
和4年4月1日施行]

3 教育委員会委員の主な活動状況

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町立学校の各種行事、各種表彰式へ出席するなどの活動を行っている。以下、教育長を除く委員の状況（教育委員会会議への出席を除く。）を記載する。

- 7月21日(水) 忠類中学校体育祭(忠類中学校) 岩谷委員
- 9月30日(木) 第1回総合教育会議(札内コミュニティプラザ) 小尾委員ほか3委員
- 10月1日(金) 開町記念式(町民会館) 小尾委員ほか3委員
- 10月9日(土) 忠類小学校運動会(忠類小学校) 岩谷委員
- 1月9日(日) 成人式(百年記念ホール) 小尾委員ほか2委員
- 3月21日(月) 文化・スポーツ賞表彰式(百年記念ホール) 小尾委員ほか2委員
- 3月31日(木) 退職校長辞令交付式(教育委員会会議室) 小尾委員ほか2委員

※入学式・体育祭及び運動会(忠類地域を除く)・卒業式については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため欠席とした。

4 教育関係者の表彰

令和3年度幕別町文化賞、スポーツ賞等は、次のとおり表彰した。

(1) 被表彰者

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 文化賞 | 該当なし |
| 2 スポーツ賞 | 該当なし |
| 3 文化奨励賞 | 19個人 3団体 |
| 4 スポーツ奨励賞 | 27個人 15団体 |

5 職員の懲戒処分の状況

- (1) 幕別町教育委員会事務局職員の懲戒処分 該当なし
- (2) 北海道教育委員会による学校職員の懲戒処分

県費負担教職員の任免その他の進退は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項の規定に基づき、県費負担教職員のサービスの監督権者である市町村教育委員会の内申をまって任命権者である都道府県教育委員会が行うものとされており、令和3年度の幕別町立学校の教職員の懲戒処分の状況は次のとおりである。

- ① 懲戒処分 該当なし

6 附属機関等の活動状況等

| 附属機関の名称 | 設置根拠(条例等) | | 設置目的 | 設置時期 | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等 | |
|--|---|--|---|---|---------|---|----------------|
| | 委員数 | 報酬(R3) | 会議開催回数 | 活動内容 | | 担当課係 | |
| まくべつ学園学校運営協議会 糠内学園学校運営協議会 さつない学園学校運営協議会 札内東学園学校運営協議会 ちゅうるい学園学校運営協議会 わかば幼稚園学校運営協議会 | ・幕別町立学校管理規則(昭和51年12月27日教育委員会規則第5号) ・幕別町学校運営協議会規則(平成30年11月22日教育委員会規則第12号) | | 学校及び幼稚園の教育目標、教育計画、学校等運営、地域との連携など広く学校等経営に関する事項について保護者や地域の方々と意見を交換しることにより、地域や社会に「開かれた学校」づくりを一層推進する。 | 平成31年4月 | 無 | 学校教育法施行規則第49条 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。 | |
| | 48名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 379,400円 | 学校協議会別の開催回数 ・まくべつ学園 3回 ・糠内学園 1回 ・さつない学園 2回 ・札内東学園 2回 ・ちゅうるい学園2回 ・わかば幼稚園 1回 | 対象学校の運営について、地域の住民及び保護者(以下これらを「地域住民等」という。)の理解、協力及び参画が促進されるよう努める。 地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見及び要望を把握し、その運営に反映するよう努める。 | | | 学校教育課 学校教育係 |
| 幕別町教育支援委員会 | 幕別町教育支援委員会設置条例(昭和55年9月29日条例第34号) | | 障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)に対して、適切な就学の支援を行う。 | 昭和55年10月 | 無 | ※参考 学校教育法施行令第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。 | |
| | 21名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 93,600円 | 3回 | 教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の障害の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行う。 | | 学校教育課 学校教育係 | |
| 小中一貫教育・CS推進連絡会議 | 幕別町附属機関設置条例(令和2年3月19日条例第11号) | | 町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関すること。 | 令和2年4月 | 無 | ※参考 学校教育法施行令第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。 平成28年4月に学校教育法が改正され、6-3制によらない学校運営が可能となり、義務教育学校が新たに学校種として位置付けられた。小中一貫教育は法に基づいたものではないが、全国先進地の多くで取り組んでおり、幕別町でも中1ギャップを始めとした様々な課題の一助とすべく教育行政執行方針等で小中一貫教育等を推進することを公表している。 | |
| | 29名 | ※学校運営協議会と兼職の会長 5,700円 支出総額 56,000円 | 2回 | 小中一貫教育等の手法に関すること、小中一貫教育等の周知及び推進に関すること、小中一貫教育等の導入に関すること、その他小中一貫教育等に関すること。 | | 学校教育課 学校教育係 | |

| 附属機関の名称 | 設置根拠(条例等) | | 設置目的 | 設置時期 | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等 | |
|------------------|--------------------------------------|--|--|--|---------|---|--|
| | 委員数 | 報酬(R3) | 会議開催回数 | 活動内容 | | 担当課係 | |
| 幕別町いじめ防止対策推進委員会 | 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例(平成26年12月19日条例第23号) | | 幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議及びいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 | 平成27年2月 | 有 | <p>いじめ防止対策推進法第14条③ 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p> <p>いじめ防止対策推進法第28条① 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> | |
| | 4名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 16,100円 | 1回 | <ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究 いじめの事案に対する重大事態の事実関係の調査 | | 学校教育課 学校教育係 | |
| 幕別町学校給食センター運営委員会 | 幕別町給食センター条例(平成9年12月19日条例第32号) | | 給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため。 | 平成10年4月 | 無 | <p>地方自治法第138条の4③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> | |
| | 13名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 26,000円 | 1回 | <ul style="list-style-type: none"> 学校給食に関する報告及び意見交換。 | | 学校給食センター | |

| 附属機関の名称 | 設置根拠(条例等) | | 設置目的 | 設置時期 | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等 | |
|------------------------------|---|---|--|---|---------|---|--|
| | 委員数 | 報酬(R3) | 会議開催回数 | 活動内容 | | 担当課係 | |
| 幕別町社会教育委員会 | 幕別町社会教育委員に関する条例(平成5年3月29日条例第4号) | | 社会教育に関し教育委員長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 ①社会教育に関する諸計画を立案すること。 ②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 ③前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 ※かつて社会教育委員の兼務であった公民館法第7条の適用する公民館審議委員会が設置されていたが、必置義務がなくなり現在に至る。 | 昭和24年 | 無 | 社会教育法第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 平成4年5月27日社会教育文化審議会社会教育制度について(報告) -社会教育委員会及び同委員会の会議の活性化について一の中で、ほぼ全国的に設置されている状態であるから、改正をして必置にするまでもないとの報告あり。 | |
| | 15名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 166,210円 | 2回 | 令和2年度社会教育事業報告、令和3年度社会教育関係予算、令和3年度社会教育関連事業計画、令和4年度以降の成人式の対象年齢の審議。幕別町文化賞・スポーツ賞等の選考について審議。幕別町スポーツ推進計画について審議。 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 地域生涯学習推進委員会 | 無 | | | 不明 | 無 | | |
| | 7名 | 無 ※推進委員会に補助金として支出 支出総額 0円 | 0回 | 公民館まつりを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 幕別町児童生徒健全育成推進委員会 | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) | | 未来を担う青少年が心身共に健やかに成長するために、在学青少年の生活指導上、必要な事項について研究協議を図り、活動の指針を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけを行う。 | 昭和60年 | 無 | ※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 | |
| | 20名 | 無 ※委員会に交付金 支出総額 340,000円 | 2回 | パンフレット発行(1号)、健全育成標語募集・選考・ポスター製作、善行賞募集・表彰、防犯カード製作・配布 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 生徒指導連絡協議会 (幕別小中分PTA連絡協議会) | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) | | 地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密にし、指導の充実と三校間の交流を深める。 | 昭和60年 | 無 | ※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 | |
| | 19名 | 無 | 1回(書面会議) | 交通安全指導、校外指導 | | 生涯学習課 社会教育係 | |

| 附属機関の名称 | 設置根拠(条例等) | | 設置目的 | 設置時期 | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等 | |
|-------------------------------|---|--|---|---|---------|---|--|
| | 委員数 | 報酬(R3) | 会議開催回数 | 活動内容 | | 担当課係 | |
| 生徒指導連絡協議会 (札幌地区生活指導連絡協議会) | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) | | 札幌地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡・協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。 | 昭和60年 | 無 | ※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 | |
| | 18名 | 無 | 4回(うち3回書面会議) | 各学校間の情報交換、生活指導モニター会議、夏季休業中の巡視 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 生徒指導連絡協議会 (南幕別地域生活指導連絡協議会) | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) | | 南幕別地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。 | 昭和60年 | 無 | ※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 | |
| | 28名 | 無 | 2回(うち1回書面会議) | 児童生徒の健全育成、安全確保についての情報交換 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 生徒指導連絡協議会 (忠類地区生活指導連絡協議会) | 幕別町児童生徒健全育成推進委員会設置要綱(平成11年6月1日要綱基準等第4号) | | 忠類地区の小中学校の鼓動生徒の健全育成を目指し、生活指導上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風土をもった地区にすること。 | 平成18年 | 無 | ※参考 昭和60年12月議会において「児童生徒健全育成推進の町」を議決。 当時、文部科学省の「青少年健全育成整備体制」の補助金を受け、幕別町がモデル町となった。10～12の組織については、健全育成推進体制づくりの下部組織としてつくられている。故に推進委員として各4地区から委員が選出されている。 | |
| | 19名 | 無 | 1回 | 登下校時の防犯パトロール、防犯ブザー配布 | | 生涯学習課 社会教育係 | |
| 幕別町文化財審議委員会 | 幕別町文化財保護条例(平成8年3月25日条例第11号) | | 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。 | 平成8年 | 無 | 文化財保護法第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。 | |
| | 5名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 29,420円 | 1回 | 令和3年度ナウマンゾウ足跡化石発掘調査及びアイヌ政策推進交付金を活用した施設整備と展示計画に関する報告 | | 生涯学習課 社会教育係 | |

| 附属機関の名称 | 設置根拠(条例等) | | 設置目的 | 設置時期 | 設置義務の有無 | 設置義務の法律等 | |
|---|---|--------|---|----------------------|---------|--|--|
| | 委員数 | 報酬(R3) | 会議開催回数 | 活動内容 | | 担当課係 | |
| 幕別町スポーツ推進委員会 (平成23年8月24日スポーツ基本法施行により体育指導委員からスポーツ推進委員となる) | 幕別町スポーツ推進委員会規則 (平成23年12月22日教育委員会規則第11号) | | 町民の健康増進とスポーツの振興を図るため、次の職務を行なう。 ①スポーツの実技指導及び助言を行うこと。 ②スポーツ活動の促進とスポーツ団体の育成を図ること。 ③教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対する協力を行うこと。 ④体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。 ⑤前各号に掲げもののほか、町民のスポーツの振興に関すること。 | 昭和36年 (平成23年) | 無 | <p>スポーツ振興法第19条① 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。</p> <p>同法第19条② 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。</p> <p>スポーツ基本法第32条① 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。</p> <p>同法第32条② スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。)</p> | |
| 12名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 支出総額 173,600円 | 4回 | 生涯スポーツの情報提供、スポーツの実技指導、助言、スポーツ・レクリエーション活動の推進とコミュニティスポーツの振興、ニュースポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援 | 生涯学習課 社会体育係 | | | |
| 幕別町図書館協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 幕別町附属機関設置条例(令和2年3月19日条例第11号) 幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則附則(令和2年2月28日教育委員会規則第5号) 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第180号第14条) | | 図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関すること。 | 令和2年2月 | 無 | <p>※参考 図書館法 第二章 公立図書館 (図書館協議会) 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。 第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。 第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p> | |
| 10名 | 委員長 5,700円 委員 5,200円 総支給額 47,300円 | 1回 | 住民参画による図書館事業及び地域住民の読書活動推進に関する取組への助言、評価。 | 図書館 図書係 | | | |

※ 報酬、会議開催回数、活動内容は令和3年度の状況